## 3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

## 【主な対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳まで の全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
  - ●新制度に未移行の幼稚園については、月額上限25,700円まで無償化と なります。
  - ●無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
    - (注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
  - ●通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、副食費については減免制度があります。詳細は利用施設ごとの概要をご覧ください。

○ O歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を 対象として利用料が無償化されます。

## 【その他】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導** 型保育事業 (標準的な利用料) も同様に無償化の対象となります。
  - (注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を 指します。
- 認可外保育施設等(一定条件を満たす必要あり)や児童発達支援等を利用している子どもたちの利用料も無償化の対象となります。

お問い合わせ:岡谷市役所健康福祉部子ども課保育担当

TEL:0266-23-4811(内線1261、1262)

FAX: 0266-24-2755